

平成 2 0 年 8 月 2 8 日  
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 0 年第 1 6 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第16回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年8月28日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時10分  
休憩 午後 1時47分～1時52分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 古木 光 義 牧野 征 夫  
中村 祐 治 宮田 由 香  
澤 利 夫

署名委員 牧野 征 夫

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	澤 利夫	教育部長	高橋 眞二
総務課長	小林 健司	学務課長	岡部 利和
指導課長	樋口 豊隆	統括指導主事	堀田 直樹
指導主事	中嶋 富美代	学校給食課長	石井 雅隆
生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行	体育課長	伊東 幸吉
図書館長	清水 啓文		

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

## 案 件

### 1 議案

- ( 1 ) 議案第 3 1 号 立川市立学校の通学区域等に関する規則について
- ( 2 ) 議案第 3 2 号 平成21年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- ( 3 ) 議案第 3 3 号 平成21年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

### 2 協議

- ( 1 ) 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例（新旧）について

### 3 報告

- ( 1 ) 学校指定並びに学校指定変更及び区域外就学承諾基準の一部改正について

### 4 その他

## 平成20年第16回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年8月28日

教育委員会会議室

### 1 議案

- (1) 議案第31号 立川市立学校の通学区域等に関する規則について
- (2) 議案第32号 平成21年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第33号 平成21年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

### 2 協議

- (1) 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例(新旧)について

### 3 報告

- (1) 学校指定並びに学校指定変更及び区域外就学承諾基準の一部改正について

### 4 その他

午後 1時30分開会

## 開会の辞

**古木委員長** ただいまより、平成20年第16回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員は牧野委員にお願いいたします。

**古木委員長** 議事に先立ち、高橋教育部長。

**高橋教育部長** 本日、清水図書館長につきましては、他の公務のために少し遅れて出席させていただきますと思いますので、よろしくをお願いいたします。

**古木委員長** そうということで、清水図書館長は遅れてご出席のようです。

それから、開会に先立ちまして、私が前回第15回の定例会におきまして発言した内容につきまして修正をお願いしたいので、発言させていただきます。

それは、第15回立川市教育委員会の中で、議案第30号 平成21年度使用立川市立小学校教科用図書の採択につきまして、私が「全教科について無事に継続採択されました」との発言をいたしました。これは、審議の結果、結果的に現在使用されている教科書が採択されたので、私の発言を次のように改めたいと思います。

「審議の結果、全教科について現在使用されている教科書が採択されました」と、そのように修正させていただきたく思いますのでご承認いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

[「はい」との声あり]

**古木委員長** では、そのように議事録の修正をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、本日の案件に入ります。

議案3件、協議1件、報告1件、その他1件でございます。

## 議案

### (1) 議案第31号 立川市立学校の通学区域等に関する規則について

#### 報告

#### (1) 学校指定並びに学校指定変更及び区域外就学承諾基準の一部改正について

**古木委員長** 初めに、議案第31号 立川市立学校の通学区域等に関する規則についてを議案として供します。

説明を岡部学務課長、よろしくお願いいたします。

**岡部学務課長** それでは、議案第31号につきましてご説明いたします。

教育委員会では、これまで市立小・中学校の通学区域を定めて、就学すべき学校も保護者に通知してまいりました。

通学区域につきましては直接規定した法令はなく、また通学区域を設定する方法は、教育委員会規則による場合や告示による場合、あるいは教育委員会内部の取り決めによる場合な

どさまざまでありまして、特に定めはございません。立川市におきましても、これまでに特に定めたものはありません。

しかし、今後就学通知等を発送するなどの事務作業を進めていくに当たって、市民に説明を求められたりした場合、よりわかりやすい行政を進めるためには、通学区域に関する基本的な規定をまとめた規則が必要であると考えますので、ここに議案として提出するものでございます。

規則の内容につきましては、お手元の議案にございますとおり全部で6条となっております。通学区域と就学すべき学校の指定、隣接校希望制度と、指定校変更制度に関する事項等が規定されているものでございます。

なお、多摩地区の26市におきましては、通学区域に関する規則を制定している市は23市に上っております。これとあわせまして、大変恐縮ですが報告のところにあります報告の(1)学校指定並びに学校指定変更及び区域外就学承諾基準の一部改正についても、あわせて報告したいと考えておりますので、それによろしいでしょうか。

**古木委員長** 関連している内容でございますので、あわせてご説明をお願いします。

**岡部学務課長** はい。それでは、学校指定並びに学校指定変更及び区域外就学承諾基準の一部改正につきましてご報告いたします。

教育委員会では、平成15年度から小学校、平成16年度からは中学校において、隣接する学校への就学を認めるなど、学校指定の弾力化を進めてまいりました。今回ここに報告する基準の一部改正につきましても、この学校指定の弾力化の一環となるものでございます。

内容につきましては大きく3つになります。

1点目は、この基準の2の学校指定変更の(5)、新旧対照表でいきますと2枚目になります。(5)にありますとおり、中学校の隣接校希望に関するものです。

これまでは、隣接校でも直線距離で近い場合は変更を認めるとしていたものでございますが、登下校の安全等を考慮しまして、「自宅からの通学距離が近い場合、直線距離にこだわらず」、このようにしたいとするものでございます。

なお、これにつきましては、平成20年7月14日付で改正した部分でございますが、報告が遅れて大変申しわけございません。

2点目は、(6)の指定校に希望する部活がない等の場合には、希望する部活がある学校を希望することができるものとしてございます。

3点目につきましては、その他のアンダーラインを引いた部分で、これは文書担当課との話し合いの中で文言等の整理を行ったものでございます。

昨年からこれまで、3回にわたりまして教育委員会意見交換会でご議論いただきましたし、また、校長先生のアンケート、保護者アンケート等の結果等から、主として学校選択制につきましても今後さらに検討すべき課題がありますが、中学生の心身の発達や、学校生活における重要性等の観点から、来年度から指定校に希望する部活がない等の場合には、希望する部活がある学校を希望することができるよう学校指定の弾力化を進めるものでございます。

具体的な事務の進め方につきましては、今後校長会等で説明した後、9月の中旬ぐらいに、来年度中学校に入学する児童の保護者に対しまして案内状をお送りします。この中で、隣接校希望と部活による就学校変更についてお知らせをしたいと考えております。

部活による変更につきましては、就学通知書の発送後に申請を受け付けたいと考えております。これに伴いまして、従来1月下旬に行っていました就学通知書の発送を11月ごろ、まだ期日についてははっきりとしておりませんが、来年度の入学式の日程が決まり次第、行いたいと考えております。

なお、この保護者に対する案内状につきましては、希望する部活が廃部になる場合、あるいは顧問の異動があり得ること、そのようなリスクがあることをお知らせして、親子で十分話し合っていたきたいことを付記したいと考えております。

以上、ご説明、ご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

**古木委員長** ただいま、議案32号の説明並びに報告(1)の説明がございました。

説明を終わりました、質疑を承ります。中村委員。

**中村委員** 議案と報告と一括で質問ですか。それとも分けて。議事の進め方についての質問です。

**古木委員長** 分けて質問を承りたいと思います。では、議案第31号の通学区域等に関する規則についてのご質問を承ります。

既に、基準に合わせて規則を新たに整備するということについての、そういう趣旨は、教育部長、既に基準があって、それで規則がなかったので整備するという、そういうような考え方でご説明を。

高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今学務課長がご報告申し上げたとおり、規則については必ずしも告示なり違う方法での状況が可能でしたので、これまで本市としては規則を定めておりませんでした。ここで改めて規則を定めたと、こういう状況でございます。

**古木委員長** ということで、不備だった部分を正常化というか、なかった規則を遅ればせながらつくって整備すると、こういうことですね。

**宮田委員** いや、よりわかりやすい規則が必要であろうということで。

**高橋教育部長** 委員長。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 不備があったからではございません。今までもこれでよろしかったですし、今後もこれでよろしいのですが、よりわかりやすくするためにきちっと規則を定めるべきであろうと、こういうふうにご判断したものですから、本日ご提案を申し上げた次第です。

**古木委員長** それでは、先ほどの私の発言は不適切でしたので、取り消しさせていただきます。

牧野委員。

**牧野委員** 規則というのは、条例だとかそういうものと同じようにつくっておくべきもの

なんですね。ところがそれがなかったので、今回新しく規則をつくり、学校通学区域というものに対する正規の規則設置をここで提案するという、そういう流れですよ。だから、そういう形の中で次の基準へと入っていくのですけれども、規則がこれでいいかどうかということ。

第4条2項の中の「前項に規定する隣接する区域以外の」、以外の就学というね、この部分がちょっともう少し規則としては出してもいいのかなという、そういうことを少し考えています。

そういうわけで、これが、皆さんこれでよければこれでいいけれども、この「以外」という言葉は非常にあいまいなので、もうちょっとはっきりさせて。まあ、規則だからしなくてもいいかなと思うんですけれども、その辺だけ検討してください。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今の4条2項のところの「区域以外」の部分で、もう少し詳しく記述しておくべきではないかということですが、本日ご提案させていただいたこの形でまずさせていただいて、そして、今その部分は基準等のほうに、あるいはその以降の説明のところに書いてございますので、今後もし必要であれば、またご指摘のとおりもう少しつけ加えるべきであるというようなご判断であれば、今後規則の改正の中で取り込んでいきたいと、このように考えております。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** いや、やはり親が、保護者、それから市民がきちんと理解できるものであるようにつくること、もちろんつくっていくのですけれども、そういうことが基本だろうと思いますので、それに絡むものであればいいわけです。

**中村委員** 関連でございます。

**古木委員長** 中村委員

**中村委員** 今、牧野委員の質問に対して高橋教育部長からご返答があった点で、私は今回の場合はそれでいいと思います。

ただし、ただしですね、ですから、原案賛成です。ただ、附帯として、今、牧野委員は第4条の2項についてご意見を申し述べられましたが、私は6条をですね、必要な、例えばこの基準とか、もう1つは、「について」とか何かもうちょっとここに入れていくとはっきりしていいかなという感じがするんですね。6条のところ。

必要な事項「について」、そうすると、例えば何か市民の方がお調べになったときは、解としてこういうものがあるんだということがわかるわけですよ。だから、それを明示するように、もうちょっと親切にしたほうがいいと思いますが、これはただし、「今後」とさっき高橋教育部長からご説明がありましたので、今回は、いろいろな事務を進める都合があると思いますので、この案で賛成、附帯意見をつけた上で賛成です。

**古木委員長** ほかに、ご意見ございませんか。

牧野委員。



**牧野委員** これでもいいのですが、これはこれとして、規則としては余り細かいことは要らないと思いますけれども、ただ、今まで立川市の、規則はなかったのですが、基準の中に、2つの事項があったんですね。

1つは、今の隣接的なものが1つありました。それから、もう1つは、学校指定並びに学校指定変更及び区域外就学承諾基準取り扱い要綱というのがあります。その2つのものが、ややここに欠けるのかなという気がしたのです。

やはり今までのものを生かしていくならば、規則の中にも入れるべきではないかというように判断をしたのです。ですから、その「以外」という部分で少し工夫ができるかなというふうなことだけです。

**古木委員長** 暫時休憩いたします。

午後 1時47分休憩

午後 1時52分再開

**古木委員長** 再開します。

お諮りいたします。議案第31号 立川市立学校の通学区域等に関する規則について、賛成する方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

**古木委員長** 全員賛成でございます。

本決議に当たりまして、規則の第4条の2項並びに第6条について今後検討することの要望が出ておりますので、ご配慮をいただきたいと思います。

以上でよろしいですか。

[「はい」との声あり]

**古木委員長** それでは、議事進行上関連しておりますので、報告の(1)番、学校指定並びに学校指定変更及び区域外就学承諾基準の一部改正についての説明が終わりましたので、ご質問を承ります。

中村委員。

**中村委員** 9月中旬に保護者に周知して説明がございました。その前に、校長会と協議するということですか。

**岡部学務課長** いや、説明です。

**中村委員** あ、説明ね。だけれども、そうするとちょっと、校長会をいつ開くかによって、やはり校長さんが先に知っておかないと保護者からのに対応できないと思うので、そのところの期間がちょっと短すぎて大丈夫かなという心配があるのですが。9月、いつ校長会をやるかわかりませんが、その心配がある。

**古木委員長** 岡部学務課長。

**岡部学務課長** 校長会、9月は2日に予定されております。それから2週間後ぐらいに、保護者にお知らせできればと思っております。

**中村委員** わかりました。

**古木委員長** 了解いただいたそうです。

## 議案

### (2) 議案第32号 平成21年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について

**古木委員長** それでは、学校選択制に関する議案と報告を終わりにして、議案第32号 平成21年度使用立川市立中学校教科用図書の採択についてを議案といたします。

説明を樋口指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** それでは、議案第32号 平成21年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、上記の議案を提出いたします。

提出理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14号によります。この第14号と申しますものは、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより「政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」でございます。

よりまして、中学校用教科用図書については、平成20年度採択と同一のものを採択する必要があります。中学校で使用する教科書は、平成17年度中に平成18年度使用教科用図書の採択を行いまして、特別な事情がある場合を除き、平成21年度まで同じ教科書を使用いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いをいたします。

**古木委員長** 説明が終わりました。質問を承ります。ご質問はありますか。

[「ありません」との声あり]

**古木委員長** 質問がございませんので、それでは採決に移ります。

議案第32号 平成21年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、賛成する方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

**古木委員長** 全員賛成。よって、本案は提案どおり承認されました。

## 議案

### (3) 議案第33号 平成21年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

**古木委員長** 次に、議案第33号 平成21年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

樋口指導課長、説明をお願いします。

**樋口指導課長** 議案第33号 平成21年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、上記の議案を提出いたします。

これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14号によりますが、学校教育法の附則第9条、改正になりまして、旧来は第107条でございましたけれども、特別支

援学級においては、文部科学大臣の検定教科用図書及び文部科学省著作の教科用図書以外の教育用図書を使用することができることになっております。

今回の議案は、このことを踏まえまして、特別支援学級設置校、第一小、第五小、第九小、第十小、若葉小、新生小、立川第一中、立川第二中、立川第五中の校長より、各学級の児童・生徒の障害の程度に応じて、教育用図書の選定がありました。これについて教育委員会が採択することになります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**古木委員長** ただいま説明をいただきました。ご質問がございますか。

[「ありません」との声あり]

**古木委員長** ご質問がないようですので、それでは採決いたします。

議案第33号 平成21年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案どおり承認されることの挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

**古木委員長** 全員挙手です。よって、議案第33号は提案どおり承認されました。

以上で議案の審議を終わります。

## 協 議

### (1) 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例(新旧)について

**古木委員長** 次に協議に移ります。

協議の(1)番、立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例(新旧)についてのご説明を石井学校給食課長、お願いいたします。

**石井学校給食課長** それでは、立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例(新旧)についてご説明いたします。

平成20年6月18日に交付されました学校保健法等の一部を改正する法律によりまして、学校給食法の一部が改正されました。これに伴いまして、立川市学校給食施設設置条例の条文に移動が生じたので必要な改正を行うものでございます。

具体的には、配布いたしました「立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例(案)」でございます。

これは、学校給食法の共同調理場についての記述が、改正前は法律上、第5条の2であったものが改正後は第6条と移動になりましたので、これを受けている立川市学校給食施設設置条例の第1条を改めるものでございます。

なお、条例改正の施行日は、法改正の施行日であります平成21年4月1日としてございます。

また、この改正につきましては、9月の市議会に議案として提出するものであります。

ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**古木委員長** 説明が終わりました。ご質問を承ります。

ご質問ございませんか。

[ 「はい」との声あり ]

**古木委員長** ご質問がないようですので、一部の改正をする条例についてはそのとおり採用していただくこととでよろしいですね。

では、協議を終わります。

### その他

**古木委員長** その他に移ります。

樋口指導課長。

**樋口指導課長** それでは、私から、人権教育の推進及び生活指導の徹底についての通知を平成20年8月25日、立川市教育委員会、澤利夫教育長より通知書を小・中学校へ発しましたので、このことについてご報告をいたします。

同日、8月25日に、東京都教育委員会教育長より、市教育委員会教育長宛に人権教育の推進及び生活指導の徹底についての通知がございました。これは、先般、青梅市内の中学生ら少年による知的障害者をねらった暴行・強盗事件が発生し、極めて憂慮すべき事態になっている、このことを受けたものでございます。

本市において、人権教育の推進ということで取り組んでまいってはおるところでございますけれども、改めてこの通知を出しまして、特に本市の場合には、1番、学校教育全体を通じた人権教育の推進の中に(3)を設けまして、人権教育プログラムに掲載されている人権課題、「障害者」にかかわる実践資料などを活用し、児童・生徒への具体的な指導を図る、この部分を入れさせていただきました。

9月2日の校長会で改めてこの通知を出し、また、今申し上げました人権教育プログラムに掲載されている「実践資料集」を、今私ども指導課のほうでまとめているところでございますので、「実践資料集」とあわせて各学校で人権教育の推進についての、改めて具体的な指導を図っていただくように校長会で話しする予定にしております。

以上で、ご報告を終わります。

**古木委員長** ありがとうございます。

新聞報道でご承知のとおりでございます。大変に痛ましい事件でございます。

ありがとうございました。

そのほか、その他について委員の皆さんからのご発言、ございませんか。

[ 発言する者なし ]

### 閉会の辞

**古木委員長** ございませんようですので、本日の案件すべてを終了いたします。

次回は9月なのでございますが、開催時刻の変更がございます。

次回、第17回の教育委員会定例会は、9月11日、午後7時、19時からでございますので、お間違いのないようにご予定をお願いいたします。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 2時10分閉会

署名委員

.....

委員長